

東京農業大学 研究データポリシー 補足説明

本資料は、東京農業大学 研究データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）について、策定の背景、用語等について補足説明するものである。

策定の背景

本ポリシーは、東京農業大学（以下、「本学」という。）が建学の精神「人物を畑に還す」と教育研究の理念「実学主義」に沿って、教育、研究活動を続けるなかで、社会へのさらなる貢献のため、本学が生み出す研究成果を社会還元することを目的として策定するものである。

本ポリシーの策定は、急速に進む世界的なオープンサイエンス化（参考資料 1)、2))において、本学の役割を明確にするものである。その対応にあたっては社会的な状況をふまえつつ段階的に対応を進めることとし、東京農業大学公的研究費の管理・監査に関する規程第2条（※1）に規定する研究費を対象とする。

研究データ

本学において「研究データ」は、次のとおりとする（参考資料 3))。

- 1) 研究データとは、本学の研究者が研究活動の過程において、研究成果自体（論文、報告書、成果発表や講演資料等）のもととなった、収集及び生成した文書、数値データ、画像、テキスト、研究ノート、有体物などの研究資料を指す。
- 2) 研究全体の成果物であり、著作物である研究成果自体（論文、報告書、成果発表や講演資料等）は、研究データとしない。
- 3) メタデータとは、研究成果自体（論文、報告書、成果発表や講演資料等）を説明するための情報から構成される情報の集合体であり、研究データの名称、説明、管理者、連絡先、所在場所、保存・公開・共有の方針等の情報を含み、研究データ概要を簡便に知ることができるものであり、研究データに含まれる。
- 4) 研究成果が有体物の場合、その有体物を説明するために付随するメタデータが、その有体物と一対を成して研究データとする。
- 5) 一次的な研究データを加工・解釈した二次データ、統計解析の結果、当該研究データにかかる数理モデルその他のプログラムも研究データとする。
- 6) 上記5) にかかわるメタデータも研究データとする。
- 7) その他、研究活動に用いることが予定されている情報及び研究活動に用いられた情報も研究データとする。
- 8) 研究データは、デジタル・非デジタルを問わないものであるが、公的研究費による研究データにおいては、研究ノート・メモ、実験・観測、シミュレーション等から直接得られたデータ及びそれらを加工したデータ、論文の根拠となるデータが含まれ電磁的な形態により管理可能なものを研究データとする。

研究者

本学における研究者（以下、「研究者」という。）は、次の者とする。

- 1) 学校法人東京農業大学職員就業規則第2条1項に定める、本学の専任教務職員、任期制教務職員、嘱託教務職員、特任教授および特命職員とする。
- 2) 上記1) に規定する研究者から研究指導を受けて、研究活動を行う学生とする。

研究者の責務

研究者は、研究データの管理及び保存方法や公開、利活用の可否について判断する。

本学は、研究活動を行っている研究者の判断を尊重する。

そのうえで、本学の研究者は、次のとおり、研究データの管理、保存、公開及び利活用を行う。

- 1) 研究者は、研究分野や各々の研究の特性を踏まえ、本学の研究インテグリティの確保に関する規程に記す研究上のリスク（当該規程別表1の各規程にある研究者の責務、申請等の履行）（※2）に配慮し、研究データの信頼性、完全性及びトレーサビリティ等、研究データの品質確保に努めたうえ、研究データを管理及び保存する。
- 2) 研究者は、本補足説明に記した研究データを収集・生成したデータを研究全体の成果物である著作物である研究成果自体（論文、報告書、成果発表や講演資料等）の発表後、10年間保存する。
- 3) 研究者は、研究データを適切に管理及び保存し、また、可能な限り、研究データを公開し、社会における利活用を促す。研究データの公開に当たっては、研究プロジェクト開始時の契約等で特段の定めがない場合は、データの公開方法、公開時期、公開範囲、条件、ライセンス等について、研究者自身が判断し決定する。ただし、個人情報保護・機密保持等の観点から公開に制限がある場合、また、公開によって第三者の権利を侵害する恐れのある場合は、非公開（公開対象外）とする。具体的には、法令等によりその取扱いが規制・制限されているもの、基本的人権等が侵害するものや、研究活動の過程において収集された情報であっても、他者に帰属する著作物を含むもの、個人情報、診療データ、教育データ等の法令によって保護される知的財産に係るデータ（特許権、意匠権、商標権、著作権、育成者権等のあるもの、営業秘密である治験データ等）は含まない。
- 4) 研究者は、国立情報学研究所が整備する、研究データ基盤システムのうち研究データ管理システム GakuNin RDM（※3）や本学が提供するストレージなどに研究データを収納し、公開する研究データについては、広く一般から閲覧可能な場所に保存する。
- 5) 研究者は、本学との雇用契約がなくなった後の研究データの扱いについて、本学関係者とあらかじめ協議のうえ、決める。

本学の責務

本学は、次の研究データの管理、保存、公開及び利活用を支援し、環境を整える。

- 1) 研究データを公開するためのデータリポジトリ（機関リポジトリ等）の活用支援。
- 2) 研究データに関する管理及び保存に係る各種契約締結時の条項確認等の支援。
- 3) 研究データを用いた共同研究や産学官連携の利活用の支援。
- 4) 研究全体の成果物であり著作物である研究成果自体（論文、報告書、成果発表や講演資料等）のメタデータ作成の支援。
- 5) 研究データの管理、保存、公開及び利活用に関するマニュアル等の策定。
- 6) 研究データの管理、保存、公開及び利活用するための啓発活動。
- 7) 研究データを管理、保存、公開及び利活用するための環境整備。

研究データの管理、保存、公開及び利活用

本学は、研究データを適切に取り扱うため、研究者が行う研究データ管理、保存、公開を支援し、効率的で透明性の高いデータの管理、保存、公開及び利活用を目指す。

※1 東京農業大学公的研究費の管理・監査に関する規程第2条

(研究費の定義) 第2条 この規程において、研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関(以下「配分機関」という。)が研究機関等に配分する次の競争的研究資金をいう。

- (1) 科学研究費助成事業
- (2) 各省庁の競争的研究資金
- (3) 前号に定めるもののほか、政府機関、独立行政法人、地方公共団体及び特殊法人等が配分する研究費

※2 東京農業大学研究インテグリティの確保に関する規程に記す研究上のリスク 別表第1
国際化・オープン化に伴うリスクと信頼低下リスク等

研究インテグリティに係るリスク	対応する規程, 運用等
利益相反	東京農業大学利益相反行為防止規程
責務相反	学校法人東京農業大学職員就業規則(第10条), 東京農業大学利益相反行為防止規程
貨物流出・技術流出	東京農業大学安全保障輸出管理規程
情報流出	東京農業大学研究情報セキュリティ管理規程
研究契約取扱い	東京農業大学共同研究取扱規程, 東京農業大学受託研究取扱規程
海外の遺伝資源等取扱い	東京農業大学遺伝資源の取得及び利益の公正衡平な配分に関する管理規程
研究倫理	東京農業大学研究倫理規程
公的研究費管理	東京農業大学公的研究費の管理・監査に関する規程
ヒト生殖細胞	東京農業大学生命科学研究倫理規程
人を対象とする実験・調査等	東京農業大学人を対象とする実験・調査等に関する倫理委員会規程
遺伝子組換え実験	東京農業大学遺伝子組換え実験安全管理規程
動物実験	東京農業大学動物実験に関する規程
知的財産, 成果有体物	東京農業大学知的財産管理規程, 成果有体物取扱規程
感染症	東京農業大学感染症発生予防規程, 東京農業大学病原体等安全管理委員会規程
放射性同位元素を使用する研究	東京農業大学生命科学部アイソトープセンター放射線障害予防規程
研究資金管理	Web 外部資金による外部研究資金及び学内研究支援の管理

※3 GakuNin RDM

国立情報学研究所が提供するシステムであり、研究者が持つ多様なデータを一元管理し、効率的で公正なデータ活用を支援する研究データ管理システム。

参考資料

- 1) 第6期科学技術・イノベーション基本計画（2021年3月26日閣議決定）（59-60頁）

<https://www8.cao.go.jp/csccttp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標）

機関リポジトリを有する全ての大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人において、2025年までに、データポリシーの策定率が100%になる。公募型の研究資金162の新規公募分において、2023年度までに、データマネジメントプラン（DMP）及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率が100%になる。

- 2) 公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方（2021年4月27日総合イノベーション戦略推進会議）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kokusaiopen/sanko1.pdf>

研究成果のオープン化（オープンサイエンス）が進みつつある世界的な潮流のなか、研究データの定義、研究データ基盤システム（NII Research Data Cloud）の運用とメタデータの付与による研究データの検索体制構築、研究開発を行う機関の責任、公募型研究資金における資金配分機関の責務、研究者の責務、メタデータの共通項目例などの公的資金による研究データの管理と利活用に関する基本的な考え方が示された。

- 3) 研究データとメタデータ（内閣府 公的資金による研究データの管理・利活用に関する進捗と事例 ～研究データ2022～ から抜粋）

